

令和2年5月1日

生徒、保護者の皆様

荏田高等学校

5月8日(金)までの臨時休業の延長等について

生徒の皆さんは、新型コロナウイルス感染症まん延防止のためにいろいろと不便や不自由を感じていることと思いますが、他人事と思わず、もうしばらく感染リスクの高い「3つの条件」(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる)を避け、うがいや手洗い、咳エチケット等の感染予防を徹底し、検温などの健康観察に努めてほしいと思います。

さて、報道等を通じてご存じと思いますが、国では5月7日以降さらに1か月程度、緊急事態宣言を延長する方針であり、大型連休中にも具体的に示される見込みです。そうした状況を踏まえて、神奈川県教育委員会からは、現時点で各県立学校に次のとおり示されています。

- 国の緊急事態宣言が延長された場合には、県立学校の臨時休業期間を延長すること。
- 緊急事態宣言が解除された場合であっても、その時点の県内の感染状況を踏まえ、県教育委員会として児童生徒の安全・安心を第一に、学校の教育活動の再開については、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開とすることなど、様々な事態を想定し検討を進めていること。
- 仮に緊急事態宣言が解除され、県立学校の教育活動を再開することとなった場合、そのための準備期間としては、少なくとも、5月7日及び8日については、臨時休業とすることを想定している。

こうしたことから、本校では4月15日付で校長からお知らせした**5月6日(木・祝)までの臨時休業を当面5月8日(金)まで延長いたします**。また、5月11日(月)以降の対応については、国及び県から明らかにされ次第、できるだけ速やかにお知らせいたしますので、引き続きマチコミメールの着信と学校ウェブサイトの更新、生徒の皆さんはGoogle Classroomによる連絡にもご留意くださるようお願いいたします。

また、本校では生徒への学習指導として、学校ウェブサイトやGoogle Classroomを活用した課題配付、遠隔授業(動画配信)などに取り組んでおり、今後も進めていく予定です。現在、学生等の遠隔授業等を活用した学習のため、総務省からの要望を受けた通信サービス事業者の多くが学生等に対する携帯電話の通信容量超過分の無償化等の措置を講じています。スマートフォン等があっても、家庭に常時接続のLANがない、契約上の通信容量制限のために動画配信を視聴できないなどの場合には、この措置を活用してください。総務省ウェブサイトで実施している通信業者を確認できます。https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/ict.html

また、生徒が使用できるスマートフォンやタブレット、PC等がご家庭に無いなど、学習課題や学校からの連絡を受け取ることができない場合は、電話で学校にご連絡をお願いします。

※ 連絡先電話番号

新1年生(42期生)	(045) 941-4766
新2年生(41期生)	(045) 941-4769
新3年生(40期生)	(045) 941-4794